

# 各務原市地域包括支援センターつつじ苑通信

平成20年7月号

今月は『高齢者虐待』についてのお話です。

「え！？虐待？そんなのうちの近所にはないよ！！」(・。・；)

たしかに、“虐待”と言うとビックリしますね。でも、少しお話させてください。

◎どういうものが「虐待」だといわれるのでしょうか。その具体例は？

①身体的虐待：叩く。つねる。無理やり食事を口に入れる。ベッドに縛り付ける。意図的に薬を過剰に服用させて動けなくする。など

②介護・世話の放棄・放任：入浴しておらず異臭がする。食事や水分が十分に与えられていない。室内にごみを放置するなど劣悪な環境で生活させる。必要な介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり、使わせない。など

③心理的虐待：怒鳴る、罵る。侮蔑をこめて子供のように扱う。無視する。など

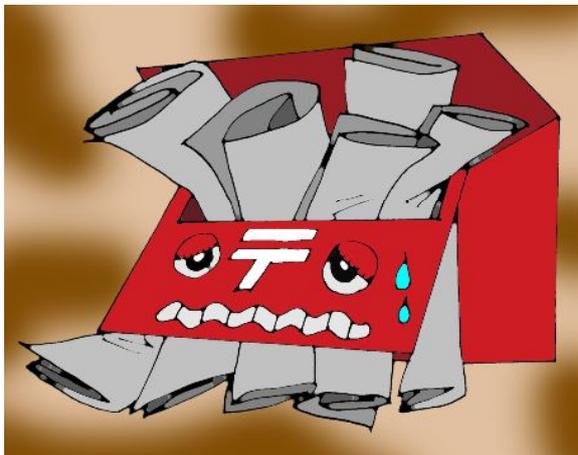
④性的虐待：排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。など

⑤経済的虐待：日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。自宅などを本人に無断で売却する。年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する。など

◎「あそこの〇△さん、心配だな」と思ったら、どこに連絡するのでしょうか？

地域包括支援センターと市高齢福祉課です。連絡を受けても、全てを虐待として取り扱うわけではありません。むしろ、事実として虐待である場合は非常に稀です。

“虐待の疑い・可能性があるとして連絡を受けたが、調査等の結果、明らかな虐待の事実はなかった。虐待ではなかった。”として、高齢者本人や介護されているご家族が抱えるいろいろな困難への支援・継続的な見守りへと進んでいく場合のほうが圧倒的に多いです。でも、もし、その時の連絡がなかったとしたら、その後実際に虐待へと発展していたかもしれません。ですから、ちょっとしたことでもご連絡ください。できるだけやわらかい対応をして、深刻化を未然に防止できるように取り組みたいと思います。(もちろん、緊急対応が必要だと思われる場合は市高齢福祉課とともに適切に対応したいと思います。)



\*参考資料として以下の書類を添付いたします。

☆「高齢者虐待発見チェックリスト(案)」

『市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について』(平成18年3月厚生労働省)より。

チェックリストは、包括つつじ苑通信平成19年3月号にも添付しました。(内容は今回のものと若干違う点がありますが、だいたい同じです。)

ちょっとしたことでも、ご連絡ください。

電話 058-371-2226(つつじ苑包括)